

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住 所

氏 名

令和 年度鹿屋市里山林等整備モデル事業補助金交付申請書

年度における鹿屋市里山林等整備モデル事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 補助事業等の目的及び内容
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他
    - ① 位置図
    - ② 見積書等の積算根拠資料
    - ③ 土地所有者等の同意書

# 事業計画

1 事業の目的

2 事業主体

3 事業の内容

4 事業の実施効果

5 事業実施予定期間





(参考様式)

## 鹿屋市里山林等整備モデル事業の実施に関する協定書

鹿屋市と (以下「事業主体」という。) は、鹿屋市里山林等整備モデル事業 (以下「事業」という。) 実施地の管理について、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 この協定は、事業の円滑な遂行と事業実施地を適切に維持管理していくことを目的とする。

(期間)

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。(10年以上)

(事業実施区域)

第3条 この事業の実施区域は、別添図のとおりとする。

(事業実施地の管理)

第4条 事業主体は次に掲げる責務を負う。

- (1) 事業主体は、事業実施地の里山林の公益的機能が持続的に発揮できるように不用木、侵入竹等の伐採除去及び下草、低木の刈払いなどの維持管理作業を行い、適切な森林管理に努めるものとする。
- (2) 事業主体は、事業主体の関係者が巡視等を行うことにより自らが、事業実施地の里山林の状況や災害の危険性を把握する活動を行うものとする。

(行為の制限)

第5条 事業主体はこの協定期間中においては、事業を行った里山林を森林以外の用途に転用及び伐採は行わないものとする。ただし、やむを得ない事由により行為を行う場合は、あらかじめ鹿屋市の承諾を得なければならない。

(協定の承諾)

第6条 協定の期間中に事業実施地の里山林を所有権移転又は賃貸する場合には、事業主体は所有権を取得する者又は賃借を受ける者に対して、この協定の継承を促すものとする。

(災害等による損害)

第7条 事業の実施中に火災、天災その他鹿屋市の責めに帰さない事由により、事業実施

地の里山林に生じた損害については、鹿屋市はその責任を負わない。

2 事業実施によって、事業実施地の里山林の林相が著しく変化、または立木その他に損害が生じた場合であっても、鹿屋市はその責任を負わない。

(特別な事業による協定の失効)

第8条 次の各号に掲げる場合は、その協定の全部または一部はその効力を失う。

(1) 事業実施地の里山林の全部又は一部が公共用事業の用に供されるとき

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰さない事由により、事業実施地の里山林の全部又は一部が滅失したとき

(疑義の決定)

第9条 その協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めがない事項で必要がある場合については、鹿屋市及び事業主体協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、鹿屋市及び事業主体記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

住所 鹿屋市共栄町20番1

氏名 鹿屋市

代表者 鹿屋市長 中西 茂

事業主体

住所

氏名